

熊本県公報

第13414号
令和7年(2025年)
3月11日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
 - 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
 - 指定自立支援医療機関の指定…………… (障がい者支援課) 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止…………… (") 3
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (") 3
 - 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
 - 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 3
- 登 載 依 頼**
- 熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… (警察本部警務課) 4
 - 熊本県八代警察署氷川幹部交番、熊本県警察本部刑事部機動捜査隊氷川分駐隊及び熊本県警察本部交通部交通機動隊氷川分駐隊が所在する施設の名称…………… (") 4
 - 令和6年度(2024年度)菊池地域保健医療推進協議会の開催…………… (菊池地域保健医療推進協議会) 4
 - 令和6年度(2024年度)天草地域保健医療推進協議会の開催…………… (天草地域保健医療推進協議会) 5
 - 令和6年度(2024年度)県立高等学校実習生産品売払代金の収納事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託…………… (高校教育課) 5

告 示

熊本県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)3月11日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
蓬原川	産山村田尻	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
中釜蓋川1	産山村田尻	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
中釜蓋川2	産山村田尻	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
上釜蓋川	産山村田尻	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
西和田川	産山村田尻	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
下釜蓋川	産山村田尻	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり

下田尻川1	産山村田尻	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
下田尻川2	産山村田尻	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
中鳶巣川1	産山村田尻	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
中鳶巣川2	産山村田尻	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
下鳶巣川	産山村田尻	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
徳ノ尾川	産山村山鹿	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
小平川川	産山村山鹿	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
中田尻川	産山村田尻	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
蓬原1	産山村田尻	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
蓬原2	産山村田尻	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
東上田尻1	産山村田尻	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
東上田尻2	産山村田尻	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
西田尻	産山村田尻	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
東上田尻3	産山村田尻	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
東上田尻4	産山村田尻	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
東田尻-4	産山村田尻	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

(別図1から別図22までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和7年（2025年）3月11日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社如月	ふれあいホームヘルパーステーション	八代市敷川内町2239番地3	令和7年（2025年）3月1日	訪問介護

熊本県告示第169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和7年（2025年）3月11日

熊本県知事 木 村 敬

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
荒尾脳神経外科医院 荒尾市川登1921番地	令和7年(2025年)3月1日
シモカワ合志調剤薬局 合志市幾久富1909-1720	令和7年(2025年)3月1日
熊本調剤薬局 熊リハ店 菊池郡菊陽町曲手760	令和7年(2025年)3月1日

熊本県告示第170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年(2025年)3月11日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
WAKABA 玉名市溝上字田代527番地1	社会福祉法人若葉会 玉名市岩崎1299番地1 作本 幸男	就労継続支援B型	令和7年(2025年)2月28日

熊本県告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年(2025年)3月11日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
WAKABA 玉名市伊倉北方2231-1	社会福祉法人若葉会 玉名市岩崎1299番地1 作本 幸男	就労継続支援B型	令和7年(2025年)3月1日

熊本県告示第172号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和7年(2025年)3月11日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社 one Plus	訪問看護ステーションわんぷらす	菊陽町花立3丁目4-13 C REAS1号棟	令和7年(2025年)4月1日	訪問看護

熊本県告示第173号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和7年(2025年)3月11日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社 o n e P l u s	訪問看護ステーションわんぷらす	菊陽町花立3丁目4-13 C R E A S 1号棟	令和7年(2025年)4月1日	介護予防訪問看護

登載依頼

熊本県公安委員会規則第1号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和7年3月11日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
熊本県警察の組織に関する規則（平成6年熊本県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第11条中第12号を第14号とし、第4号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 家出人、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

(5) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）の運用に関すること。

第12条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

第15条中「6課」を「7課」に改め、「1隊」を削り、「刑事企画課」を「刑事企画課
分析課」に改め、「機動捜査隊」を削る。

第15条の2中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、同条の次に次の1条を加える。

（捜査支援分析課）

第15条の3 捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 犯罪捜査の支援に関すること。

(2) 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析に関すること。

(3) 犯罪統計に関すること。

(4) 捜査共助（国際捜査共助を除く。）に関すること。

(5) 機動捜査に関すること。

(6) 犯罪の初動捜査に関すること。

第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条から第32条までを1条ずつ繰り上げ、第32条の2を第32条とする。

第37条第1項及び第41条第1項中「、機動捜査隊」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年3月31日から施行する。

（熊本県警察国有物品管理規則の一部改正）

2 熊本県警察国有物品管理規則（昭和39年熊本県公安委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項中「、機動捜査隊」を削る。

熊本県公安委員会告示第3号

平成29年3月24日熊本県公安委員会告示第5号（熊本県八代警察署氷川幹部交番、熊本県警察本部刑事部機動捜査隊氷川分駐隊及び熊本県警察本部交通部交通機動隊氷川分駐隊が所在する施設の名称）の一部を次のように改正し、令和7年3月31日から施行する。

令和7年3月11日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

「熊本県警察本部刑事部機動捜査隊氷川分駐隊」を「熊本県警察本部刑事部捜査支援分析課機動捜査隊氷川分駐隊」に改める。

菊池地域保健医療推進協議会公告第1号

令和6年度（2024年度）菊池地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催す

る。

令和7年(2025年)3月11日

菊池地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時
令和7年(2025年)3月18日(火) 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
菊池市隈府1272番地10
熊本県県北広域本部総合庁舎別館2階 大会議室
- 3 議題
(1) 第8次熊本県保健医療計画(菊池圏域編)について
(2) 菊池医療圏における病床整備について
(3) 菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会(健康危機管理推進会議)の開催状況について
(4) 菊池地域医療構想調整会議の開催状況について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
菊池市隈府1272-10
菊池地域保健医療推進協議会事務局(熊本県菊池保健所総務企画課内)
(電話0968-25-4156)

天草地域保健医療推進協議会公告第1号

令和6年度(2024年度)天草地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

令和7年(2025年)3月11日

天草地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時
令和7年(2025年)3月19日(水) 午後3時30分から午後5時まで
- 2 開催場所
天草市今釜新町3530
熊本県天草広域本部2階 大会議室
- 3 議題
(1) 第8次熊本県保健医療計画(天草圏域編)の取組状況について
(2) 救急医療専門部会からの報告
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
天草市今釜新町3530
天草地域保健医療推進協議会事務局(熊本県天草保健所総務企画課内)
(電話0969-23-0172)

熊本県教育委員会告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者として指定及び委託をしたので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和7年(2025年)3月11日

熊本県教育長 白石伸一

指定公金事務取扱者の名称及び所在地	指定公金事務に委託した公金事務に係る歳入	指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日	指定公金事務取扱者が当該公金事務を行うことができる期間
球磨地域農業協同組合 球磨郡錦町一武2	南稜高等学校の実習生産品売払代金の収納	令和7年(2025年)2月10日	令和7年(2025年)2月10日から 令和7年(2025年)

657-4

3月31日まで